

王寺周辺広域休日応急診療施設組合みむろ訪問看護ステーション設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合みむろ訪問看護ステーション設置条例（平成11年3月王寺周辺広域休日応急診療施設組合条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第1条の2 みむろ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「職員」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護等（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第1条の3 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全身的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 職員は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 職員は、利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 職員は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第2条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護管理者 1名
- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上
- (3) その他の職員 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 必要数

2 訪問看護管理者は、看護師等の管理及び訪問看護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

3 職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たるものとする。

(業務内容)

第3条 ステーションが主治医の指示に基づき行う訪問看護の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭及び洗髪等による清潔保持
- (3) 褥瘡の予防処置
- (4) カテーテル等の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 食事及び排泄等、日常生活の世話
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) 主治医指示の医療処置
- (9) ターミナルケア
- (10) 認知症患者の看護

(営業日及び営業時間)

第4条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、営業日以外の日及び営業時間外であっても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じ訪問看護等を行うものとする。

(衛生管理等)

第5条 ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(事業の実施地域)

第6条 ステーションが行う訪問看護の対象者は、原則として、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、上牧町、河合町及び斑鳩町（以下「構成町」という。）の区域とする。

(訪問看護の利用申し込み)

第7条 訪問看護を利用しようとする主治医又は利用申込者は、訪問看護依頼申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

また、居宅サービスを利用しようとする者は、訪問看護サービス契約書（別紙様式）により管理者と契約を交わすこととする。

(訪問看護の開始及び終了)

第8条 訪問看護管理者はステーションの利用者（以下「利用者」という。）の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けた後、訪問看護を開始するものとし、記録表を整備し、計画書及び報告書を主治医に提出するものとする。

訪問看護管理者は、訪問看護終了に際しては、主治医及び利用者へ通知するものとする。

様式については、厚生労働省関係法令に定められたものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のために定期的に検討対策会議を開催するとともに、その結果について職員に周知を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を提供した場合は、介護報酬に規定された額とする。

2 前項に定める利用料以外については、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。

(身体拘束の禁止)

第11条 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時の体制)

第12条 訪問看護管理者は、利用者の緊急時に備え、次に掲げる協力体制を確立するものとする。

- (1) 主治医
- (2) 救急指定医療機関

2 職員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じた臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連

絡する等の措置を講じ、訪問看護管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第13条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、構成町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ステーションは、事故の状況及び事故に際して行った措置について記録しなければならない。

3 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情処理)

第14条 ステーションは、自らが提供したサービスに係る利用者の苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 ステーションは、自ら提供したサービスに関して、構成町からの文書の提出及び提示の求め、又は構成町職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、構成町からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

その他利用 料	自費利用料	30分につき	5,000円	
	営業時間外料金	1時間につき	3,000円	
	24時間対応体制料金	月1回	6,500円	
	特別管理料金	(Ⅰ)	月1回	5,000円
		(Ⅱ)		2,500円
	エンゼルケア (死後処置料)	1回につき	10,000円	
	交通費	組合構成町地域内	200円	
		組合構成町以外地域	500円	
パーキング代	1回につき	実費		
材料費	おむつ、ガーゼ、綿球、 衛生材料など	実費		